

渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要領

平成30年10月31日健康推進部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要綱（平成30年3月9日区長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域活動)

第2条 要綱第5条に定める地域活動は次のとおりとする。

- (1) 会員相互の親睦活動、情報交換
- (2) 防災、防犯、交通安全活動
- (3) 敬老行事、就学祝い、成人祝い
- (4) 環境美化、資源リサイクルの推進
- (5) 子どもの見守り活動
- (6) 青少年育成活動
- (7) 盆おどり大会などの団体イベント
- (8) 消防訓練
- (9) その他地域を活性化する活動

附 則

この要領は、平成30年10月31日から施行する。